

質問内容	回答内容
要請対象関係	
1-1 緊急事態措置における要請の詳細を教えてください。	令和3年8月2日から令和3年8月31日までの緊急事態措置における要請については、府（知事）からの要請となります。 恐れ入りますが、詳細は大阪府緊急事態措置コールセンター（06-7178-1398）へお問い合わせください。 開設時間：平日9時30分から17時30分まで
1-2 上乗せ協力金（緊急事態期間）の対象となる要請の期間はいつからいつまでですか？	令和3年8月2日から令和3年8月31日までの要請期間が対象期間となります。 ※上乗せ協力金（緊急事態期間）の支給日数は、令和3年8月2日から令和3年8月31日までの要請期間のうち、第7期大阪府協力金の支給決定を受けた日数となりますので、ご注意ください。
上乗せ協力金（緊急事態期間）制度趣旨	
2-1 上乗せ協力金（緊急事態期間）について概要を教えてください。	緊急事態措置により、以前は行っていた11時から19時までの酒類の提供についてもとりやめるよう要請されたため、その影響が特に大きい酒類提供を主として営業する飲食店等の事業者を対象に、事業継続を支援する目的で上乗せを実施するものです。
対象施設（店舗）	
3-1 上乗せされる対象施設はどういう施設ですか？	令和3年8月2日から令和3年8月31日までの要請期間における第7期大阪府協力金について、一日当たりの売上高又は一日当たりの売上高減少額が10万円を超え、かつ、売上高に占める酒類の割合が20%以上と認められる施設（店舗）が対象となります。
3-2 上乗せ協力金（緊急事態期間）の申請に必要な書類は何ですか？	①売上高算定シート ②売上高算定シートに記載した7日間のうち、要件が確認できる任意の1日間の飲食部門の売上高及び酒類の売上高が確認できる資料 ③対象施設（店舗）の全ての料理及び飲み物が記載されているメニュー ④酒類を置いていることが確認できる対象施設（店舗）の内観写真 ⑤食品衛生法における飲食店営業許可証の写し ⑥市長が必要とする資料等 ※ 大阪市の第5期上乗せ協力金又は第6期上乗せ協力金を申請している事業者は提出を省略することができます。

質問内容	回答内容
支給額	
4-1 上乗せ協力金（緊急事態期間）の支給額はいくらになるのですか？	令和3年8月2日から令和3年8月31日までの要請期間における第7期大阪府協力金で算定された売上日額×50%から、同協力金の支給日額を差し引いた、上乗せ協力金支給日額1万円～2万5千円に、令和3年8月2日から令和3年8月31日までの要請期間における第7期大阪府協力金の支給日数を乗じた金額を、支給します。 ※支給日数を全ての対象期間（30日間）とした場合、支給総額は、支給日額に応じて30万円～75万円となります。
算定シート、根拠資料	
5-1 飲食部門の売上高に占める酒類の割合が20%以上あることの証明に必要な資料について、詳しく教えてください。	令和元年5月から令和3年7月までの任意の月の1カ月における、次の資料となります。 ① 売上台帳やレジ記録等によりご自身で計算し、次の情報を記入した、売上高算定シート ・当該1カ月の飲食部門の売上高及びそれに占める酒類の割合 ・当該1カ月のうち、1日当たりの飲食部門の売上高に占める酒類の割合が高い上位の7日間の1日当たりの売上高及び酒類の売上高 ・売上高算定シート作成の根拠となった資料 ② 売上高算定シートに記載した上記7日間のうち、要件が確認できる任意の1日間の飲食部門の売上高及び酒類の売上高が確認できる資料 例：飲食部門の売上高に占める酒類の割合が20%以上あることが確認できるレジの記録、売上台帳、レシート控え など 注：日付、飲食の売上高、飲食に占める酒類の売上高などがわかるものがが必要です なお、次の場合など、事務局が不十分であると判断した場合、追加資料の提出を求める場合があります。 ・メニューや業態などから、追加の根拠資料が必要であると判断した場合 ・売上高算定シートにおける「日額売上高」における「売上高に占める酒類の割合」の7日間計が20%未満となる場合 ・「月額売上高」と府第5期協力金における算定参照年の月額売上高が大きく乖離する場合など